

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分類」の 見直し	「措置 の内容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請 に対する回答	プロジェクト名	管理 案 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管 ・関係官庁
0620010	旅券申請受付・交付事務川口市パスポートセンター特区	旅券法第2条第5号及び同法第3条第3項	一般旅券の申請先として住所又は居所の所在地を管轄する都道府県としている。		本市は、平成19年4月1日から埼玉県のと知事との間で旅券申請受付・交付事務川口市パスポートセンター特区の指定を受け、川口市パスポートセンターで事務を実施しているが、申請できるのは本市の住民に限られていることから、近隣市の住民についても旅券申請受付・交付事務ができるようにするものである。	川口市パスポートセンターは、年間約19,000件の川口市民からの旅券申請書を受理しており、申請書は審査後県パスポートセンターへ送付し、県で作成した旅券を川口市パスポートセンターにおいて交付している。これを川口市民に限らず、県パスポートセンターへ申請と同様に、近隣市の住民についても旅券申請受付・交付事務ができるようにするものである。	D		提案主体からの根拠法令に旅券法が引用されていないことからわかるとおり、旅券事務が都道府県から市町村に再委託された場合であっても、同一都道府県内に所在する他の市町村の住民からの旅券申請を制限する規定は旅券法には存在せず、運用も、特段の支障のない限り、これに従うべきと思料するため。		D	-			1 0 3 4 0 1 0	川口市	埼玉県	総務省 外務省	
0620020	外国人に関する年金制度の見直し	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定等、社会保障協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び厚生年金保険法の特例等に関する法律等	<社会保障協定の締結等の状況> 社会保障協定については、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス及びカナダとの間で発効済み、オーストラリア、オランダ及びチェコとの間で署名済みである。また、現在、スペイン及びイタリアとの間で政府間交渉中であり、アイルランド、ハンガリー、スウェーデン及びスイスとの間では当局間協議を行っているところ。さらに、ルクセンブルクとの間では、2008年1月に両国業務者間で社会保障制度に関する情報交換を行ったところである。  <脱退一時金制度の現状> 本省としてコメントする立場にない。		外国人研究者等の年金加入期間が通算されるよう、日本と母国との間の社会保障協定締結国を拡大するとともに、締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさずに帰国する場合は脱退一時金について、在留期間5年の納付期間に対応した支給を行う。	世界最大の大型放射施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受け入れ促進を図ってきた。外国人研究者が加入が義務付けられている年金についても、その脱退一時金の支払いに関して見直し要望があることから、社会保障対象国の拡大を求めるとともに、脱退一時金支給の見直しを行うことにより、外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	C	I	右の提案主体からの要望について前向きに検討されたい。	外国人研究者の受け入れ環境を整えるために、ロシアやポーランドを含む多数の国との早期の社会保障協定の締結をお願いしたい。	C	I	御指摘のあったロシア、ポーランドとは、現時点において、社会保障協定の締結に向けた具体的な予定はない。社会保障協定締結については、相手国の社会保障制度における社会保障料の負担の規模、在留外国人や進出日系企業等の状況、経済界からの具体的な要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国の社会保障制度の違いなどを総合的に考慮した上で、優先度の高い国から順次交渉を行っている。今後とも、御指摘のあった国も含め、これらの方針に照らし判断すべきものと考えている。 なお、我が国の被用者に係る社会保障制度や我が国が締結している社会保障協定は、研究業務に従事する者のみならず、すべての職種に従事する者を対象としている。		1 0 4 7 0 1 0	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	外務省 厚生労働省	